

知立市農業委員会総会議事録

| | |
|-------------------------|--|
| 公示年月日 | 令和4年9月10日 |
| 招集年月日 | 令和4年9月26日 |
| 招集場所 | 知立市役所3階 第2・第3会議室 |
| 参集時間 | 午後2時55分、委員16名、事務局2名が参集した。 |
| 出席委員 | <p>農業委員：1 杉原敬浩 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸</p> <p style="text-align: right;">計16名</p> |
| 事務局 | 事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝奥村由美子、脇坂 真也 |
| 欠席委員 | 2. 高村 昭広 9. 鈴木 和幸 |
| 開会時間 | 午後2時57分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。(会長) |
| 日程第一 | 午後2時58分 議事録署名委員の指名 13 岡田均委員 14 成瀬廣美委員 を指名します(会長) |
| 日程第二 | 議案の審議 |
| 議案第1号 1番 | <p>農地法第3条の規定による許可申請について(委員1退席)</p> <p>【議案第1号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会長：説明についての質問、地元の農業委員さん、補足の説明はございますか。 委員：(意見なし) 会長：それでは申請どおり承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時01分)</p> |
| 議案第2号 1番 2番 3番 | <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>【議案第2号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会長：何かご意見、ご質問等はございますか。 委員3：住宅の配置図で道路面が5m99cmで1cmのことですが違うことに関して、道路管理者としてこれを通していくというのはいいことなのでしょうか。 事務局：いいか悪いかの判断は農業委員会ではできませんが、申請書の資料としてこちらをいただいています。関係部局には同じ資料が配布されているかと思われれますが、時系列の関係で修正が行われていることも考えられます。 会長：農業委員会としてこの案件には意見なしということによろしいですか。</p> |

委員：(意見なし)

会長：それでは、意見なしとします。

(午後3時09分)

【議案第2号2番について議案書をもとに説明】

会長：何かご意見、ご質問等がございますか。

委員：(意見なし)

会長：それでは、意見なしとします。

(午後3時12分)

【議案第2号3番について議案書をもとに説明】

会長：何かご意見、ご質問等がございますか。

委員3：雨水の関係ですが、南側に24cmの側溝、アスファルトは透水性のもので500㎡の敷地に対して処理できるのかという雨水処理計画は大丈夫でしょうか。オーバーフローによって農地に流れるという事はないということよろしいですね。

事務局：農業委員会で、問題があるかどうかの判断はできませんが、他法令については、県の知立建設事務所建設へも申請者が相談に行き、こちらの計画を提示し、500㎡以下の転用案件であることから、雨水浸透阻害行為の手続きが不要であることは確認しておりますので、農業委員会としてはこの計画に沿った申請を受け付けております。

委員3：これは前に上がったことのある案件ですか。

会長：農振除外の議案として上がっております。

委員3：その後の進捗がなかったなので、いったん取り消しをしてはという話になっていたと思うのですが、進めるということで決定したのでしょうか。

事務局：令和3年の3月に議案を農業委員会で諮っており、除外後1年経過し、今年度に差し当たる頃に、進捗状況について確認をさせていただきました。そこで、概ねの内容は決定しているものの、詳細の内容で決定できていない部分があること、また、隣接する水田の作付け時期と重なったこともあり、そちらが落ち着いたところで計画を進めていきたいということもあり、この時期に折り合いがついたと聞いております。先月、農業委員会でも取り消しの検討を打診いただいておりますが、それより以前に9月の総会の議案に上げる予定で聞いておりました。遅くはなりましたが、本日の議案にさせていただきました。

会長：土地計画図は今拝見しているのですが、具体的に実行するスケジュールのような計画書はできていますか。

事務局：許可申請書には大まかな計画スケジュールを記載する欄があるのですが、許可日ですれたりはするものの、着工日を令和4年11月5日と予定しており、翌年の4月末日までに完了を想定していると記載されています。行政書士からも現状は、計画通りの進行であると確認いただいております。

会長：私も確認しましたが、現況は草が刈られている状態です。計画通りにこれから

| | |
|---------------------|---|
| | <p>やっていたら問題ないかと思えます。他に何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>委員：(意見なし)</p> <p>会長：それでは、意見なしといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時24分)</p> |
| <p>議案第3号 1番</p> | <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定) (委員1退席)</p> <p>【議案第3号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会長：事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>委員：(意見なし)</p> <p>会長：それでは、申請どおり承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時26分)</p> |
| <p>議案第4号 1番</p> | <p>農業経営改善計画認定申請書に対する意見について</p> <p>【議案第4号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会長：説明いただいたように委員1さんのお父様が認定農業者として経営されてみえましたが、亡くなられたため、委員1さんが経営を継承されました。詳細は農業経営改善計画認定申請書のとおりです。</p> <p>全体を通して何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>委員3：労働時間が2,000時間を超えていますが、これをできるだけ短縮する方向で目標を掲げられています。家族経営による認定農業者と法人による認定農業者それぞれが必要とする面積はどれくらいであると考えてみえるのでしょうか。蔵福寺地区も含め農地が減少していくと、今後営農を経営していくことが困難になっていくことも考えられるのではないかと思います、何か基準となる面積がわかるようであれば教えていただきたいです。</p> <p>事務局：個人、法人という明確な境目はありませんが、あくまでも県の構想に基づいた市の基本構想というものに基づいた回答をしますと、基幹経営体という部門の水稲作の方だと従事者数の方が2名として換算すると水稲が大体20ヘクタール、小麦が15ヘクタール、大豆が12ヘクタール、経営面積としては47ヘクタールというのが理想的というか目指していく数値となっております。次にお話する数値がステップアップというところで水稲の従事者が8名と想定した場合に水稲が60ヘクタール、小麦が50ヘクタール、大豆が42ヘクタールで概ね経営面積が約150ヘクタールという数値になっております。国や県が求める数値から乖離しないように市も数値を決めていますので、これが理想的な数値となります。</p> <p>委員3：家族経営、法人経営が成り立つ最低限の面積を教えてください。</p> <p>事務局：目標や理想の数値は掲げているのですが、逆にこれだけの面積を確保したいといった下限の面積は市の方でも設定しておらず把握しておりません。</p> <p>委員3：確かに面積だけではなく米や大豆の単価にも左右されると思いますが、収</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>益が少なくこの所得では機械の投資等も含めて経営が成り立たないという事につながっていきますから、この辺りを知立市としてある程度援助してあげないと続いていかないのではないのでしょうか。最後に困るのは農地所有者だと思います。農地が減少し、認定農業者へお願いするところもあるのではないかと思います。</p> <p>会 長：今の話は非常に重要な話で先回もそうでしたが今回も蔵福寺の農地が減少するのは間違いないです。</p> <p>そうした時に委員3がおっしゃるように、認定農業者の方が農地減少によって、経営が成り立たなくなることを私も心配しなければならないと思っています。具体的にどうするのかというのは今後の課題ですが、冒頭のあいさつで申し上げたように、農地が減少していくことは避けられないと思いますので、人・農地プランというのもよく考えた上で農地の集約というのも併せて考えていきながら営農の方達の農業を守っていかねばならないと思います。</p> <p>委員3：農地減少は必然的なものです。その場合集積、集約という話になるので、行政が畦畔除去を誘導していく、また、高低差の違うものについてはレベルを合わせるような形でやれるよう方向付けをすることで省力化が図れると思うので行政としての企みも必要なのかなと思います。</p> <p>会 長：ではこの議案につきましては申請通り承認とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時39分)</p> |
| <p>議案第5号 1番</p> | <p>農業振興地域整備計画変更に係る協議について 【議案第5号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますか。</p> <p>委員17：議案書14ページにある議案第5号1番の文字のすぐ上の白抜きのところがありますが、ここが該当になります。市街化編入の区域は道路ごとに線引きをするため、すべて道路の内側の土地になるのですが、申請地の左側、南側に道路がありまして、北側は民家との間に境界があるだけです。農地として残ることは不自然ですので、今回こちらを市街化編入したいとのことですが、特に問題はないと思います。</p> <p>会 長：現地の詳細の説明をいただきましたが、他にご意見、ご質問等はございますか。</p> <p>委 員：(意見なし)</p> <p>会 長：それでは意見なしといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時45分)</p> |
| <p>日程第三 報告案件 1号</p> | <p>会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>委 員：(意見なし)</p> <p>会 長：それでは、議案の審議は以上といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時46分)</p> |

| | |
|-------------|---|
| 日程第四 その他 | <ul style="list-style-type: none">・活動状況報告について（事務局）・総会予定表の配布について・農業関係機関からのお知らせについて |
| 閉会時間 | 午後3時51分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。 |